

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月20日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

### 香川県公安委員会規則第3号

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）<u>及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）</u>の施行に関すること（生活環境課及び警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(15) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(16)・(17) 略</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の施行に関すること（生活環境課及び警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(15) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）</u>、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(16)・(17) 略</p>
<p>(生活環境課)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定の違反の取締りに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の規定の違反の取締りに関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4)～(17) 略</p>	<p>(生活環境課)</p> <p>第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定の違反の取締りに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定の違反の取締りに関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4)～(17) 略</p>

2 略

(警備課)

第32条 略

(1)～(6) 略

(7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務のうち、核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。

(8)～(13) 略

2 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
別表（第2条関係）									
1～26 略					1～26 略				
27 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	略				27 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	略			
(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）					(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年				

			政令第259 号)	
(2) 放射性 同位元素等 の運搬の届 出等に關す る内閣府令 (昭和56年 總理府令第 30号)	第2条第4項 略		(2) 放射性 同位元素等 の運搬の届 出等に關す る内閣府令 (昭和56年 總理府令第 30号)	第2条第4項 略
	第3条第 3項	略		第3条第 2項
28~101 略			28~101 略	
備考 略			備考 略	

#### 附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。